

令和二年四月二十四日

聖籠町農業委員会第二十四期

第十四回総会議事録

聖籠町農業委員会第24期第14回総会議事録

聖籠町農業委員会第24期第14回総会は、令和2年4月24日、聖籠町役場において招集された。

1 出席委員

- | | |
|-----------------|-------------------|
| 1 番 駒澤 一男（会長） | 2 番 新保 昇英（会長職務代理） |
| 3 番 曾根 善治（農地部長） | 4 番 宮下 吉勝（農政部長） |
| 5 番 新保 要一 | 6 番 栗原 一成 |
| 7 番 新保 勇 | 8 番 八幡 裕 |
| 9 番 神田 勝 | 10 番 加藤 百合子 |

2 欠席委員 なし

出席した職員は、次のとおりである。

局長 田村 治 次長 長谷川 一也 主任 二宮 広輝

3 総会の議事等日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第5 議案第3号 農用地利用集積計画による（所有権移転）申出審査について

日程第6 議案第4号 農用地利用集積計画による（利用権設定）申出審査について

日程第7 議案第5号 農用地利用集積計画による（利用権設定・農地中間管理権）申出審査について

日程第8 報告事項 農業委員会事務専決報告等について

報告第1号 農地利用配分計画(利用権移転・農地中間管理権)案
について

「会長」 ただいまより、聖籠町農業委員会第24期第14回総会を開会いたします。
(開会 午後2時00分)

みなさん、お忙しいところ、大変ご苦勞様です。新型コロナウイルスの関係で新潟県も緊急事態宣言ということで感染拡大防止のためには、やむをえないかなと感じております。その中で、今日本来なら、部会総会そして農地利用最適化推進員との合同会議と予定していたのですが、今、局長からお話があったとおり、3密はうまくないことで大勢の会議はうまくないことから4月20日に四役会議をひらいて、今日の推進員との合同会議は中止ということを決めました。それと長時間の会議もよろしくないということで、今日の会議は円滑なおかつスムーズな議事進行を行うため、ご協力をお願いします。

「会長」 日程第1、会議録署名委員の指名について、会議規則第14条の規定により、8番委員、9番委員を指名いたします。なお、説明者には次長、書記には主任を指名いたします。

「会長」 日程第2、会期の決定について、令和2年4月24日、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

「会長」 異議なしと認め本日1日限りと決定いたします。

「会長」 日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、上程いたします。事務局説明願います。

「次長」 はい、議長。それでは1ページをご覧ください。「議案朗読」この案件は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上であります。

「会長」 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農地部長より補足説明願います。

「農地部長」 議案第1号は先ほどの事前審査において、全員異議なく許可相当でよろしいということでした。以上です。

「会 長」 農地部長より補足説明がありました。議案第1号について、質疑、意見のある方の発言を求めます。
(ありませんの声あり)

「会 長」 議案第1号について許可することに決定して、ご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

「会 長」 全員異議なしと認め、許可することに決定いたします。

「会 長」 日程第4、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、上程いたします。事務局説明願います。

「次 長」 はい、議長。それでは2ページをご覧ください。「議案朗読」
この案件は、農地法第4条第6項第1号ロ(2)に該当し、市街地近郊農地と認められるため、第2種農地と判断されます。以上であります。

「会 長」 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農地部長より補足説明願います。

「農地部長」 議案第2号は先ほどの事前審査において、地区担当委員の補足説明もあり、全員異議なく許可相当でよろしいということでした。以上です。

「会 長」 農地部長より補足説明がありました。この案件につきまして、質疑、意見のある方の発言を求めます。

「6番委員」 譲渡人と譲受人の名字が違う。

「会 長」 名字が違う？譲渡人と譲受人は他人同士ですよ。

「6番委員」 他人ですか。親族でなくても売買はできるのですか？

「会 長」 大丈夫です。事務局から説明があったとおり、近隣に土地があつて、道路がとおっていれば、農地であっても、売買はできる。

「主 任」 通常、都市計画法ですと市街化調整区域の場合、分家住宅ということでなんらかの血縁がないといけないというのがありますが、今回、周りが宅地に囲まれてて、道路に囲まれている中で、都市計画の許可基準なのですが、空閑地の特例がありまして、その要件で、今回譲渡人と譲受人には血縁関係がないのですが、都市計画法の

要件で許可となる経緯であります。

「会 長」 分家住宅と勘違いしたのですね。

「6 番委員」 そうです。

「会 長」 質疑、意見のある方の意見を求めます。
(ありませんの声あり)

「会 長」 それでは、議案第2号について許可してご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

「会 長」 全員異議なしと認め、許可することに決定いたします。

「会 長」 日程第5、議案第3号 農用地利用集積計画による(所有権移
転)申出審査について、上程いたします。事務局説明願います。

「次 長」 はい、議長。それでは3ページをご覧ください。「議案朗読」
いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件
を満たしていると考えます。なお、承認となれば町長部局の産業観
光課に送付します。その後、来月8日に公告し、同日付けで許可と
なります。以上であります。

「会 長」 この件につきましても、部会による事前審査がありました。その
結果を農政部長より補足説明願います。

「農政部長」 議案第3号につきましては、全員異議なく承認相当でよろしいとい
うことでした。

「会 長」 農政部長より補足説明がありました。議案第3号について、質疑、
意見のある方の発言を求めます。
(ありませんの声あり)

「会 長」 議案第3号について承認することに決定して、ご異議ありませ
んか。
(異議なしの声あり)

「会 長」 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

「会 長」 日程第6、議案第4号 農用地利用集積計画による(利用権設定)
申出審査について、上程いたします。事務局説明願います。

「次 長」 はい、議長。それでは4ページをご覧ください。「議案朗読」
いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件
を満たしていると考えます。なお、承認となれば町長部局の産業観
光課に送付します。その後、来月8日に公告し、同日付けで許可と
なります。以上であります。

「会 長」 この件につきましても、部会による事前審査がありました。その
結果を農政部長より補足説明願います。

「農政部長」 議案4号について、全員異議なく承認相当でよろしいというこ
とでした。以上です。

「会 長」 農政部長より補足説明がありました。この件について、質疑、意見
のある方の発言を求めます。
(ありませんの声あり)

「会 長」 議案第4号について承認することに決定して、ご異議ありません
か。
(異議なしの声あり)

「会 長」 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

「会 長」 日程第7、議案第5号 農用地利用集積計画による(利用権設定・
農地中間管理権)申出審査について、上程いたします。事務局説明
願います。

「次 長」 はい、議長。それでは5ページをご覧ください。「議案朗読」
いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件
を満たしていると考えます。なお、承認となれば町長部局の産業観
光課に送付します。その後、来月8日に公告し、同日付けで許可と
なります。以上であります。

「会 長」 この件につきましても、部会による事前協議がありました。その
結果を農政部長より補足説明願います。

「農政部長」 議案5号につきましては、まずは真野の基盤整備についてなんで
すけれども、今の現状でなぜ中間管理事業を利用するか、またその
中で担い手に8割を集積するということで、とりあえず、現状の
まま中間管理事業で利用権設定し、今後の基盤整備事業を進めてい
きたいということでした。また、完了後5年後には、担い手に全農
地を集積するとの事務局の回答がありました。また基盤整備事業が
毎年、制度が変わっていく中で、その内容を周知徹底してもらいた

いと意見がありました。今後書面とか文書でまずは皆さんに周知徹底すること、今後の地域内での集まりの中でも産業観光課、農業委員会などで今後詳しく説明を行っていくとのこと。以上です。

「会長」 農政部長より補足説明がありました。この件につきましては、会議規則第11条議事参与に関する案件がありますので最初に審議願います。

9番委員、退席願います。

「会長」 番号54番から58番までについて、質疑、意見のある方の発言を求めます。

(ありませんの声あり)

「会長」 番号54番から58番までについて、承認することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「会長」 全員意義なしと認め、承認することに決定いたします。

「会長」 続きまして、7番委員、退席願います。

「会長」 番号87番、88番について、質疑、意見のある方の発言を求めます。

(ありませんの声あり)

「会長」 番号87番、88番について、承認することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「会長」 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

「会長」 これで議事参与に関する案件が終了いたしました。ほか案件について、質疑、意見のある方の発言を求めます。

(ありませんの声あり)

「会長」 議案第5号について承認とすることに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「会長」 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

「会長」 日程第8、報告事項があります。事務局説明願います。

「次 長」 はい、議長。それでは20ページをご覧ください。「議案朗読」
以上であります。

「会 長」 以上をもちまして、本日の日程が終了しましたので総会を閉会し
ます。

(閉会 午後3時05分)



会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名、押印をする。

聖籠町農業委員会
議長

駒澤 一男



聖籠町農業委員会
署名委員

八幡 裕



署名委員

神田 勝

